

石川県飲用井戸等衛生対策要領

(最終：令和元年 1 1 月改正)

1 目的

この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることから、「水道法」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

この要領に基づく対策は、県及び町が協働で実施するものとする。

市の区域に設置される施設については所在する市の定める取扱方針・取扱要領等により市が実施するものとし、市を所管する保健所は必要に応じて技術的助言・情報提供を行なうものとする。

3 対象施設

この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであって、水道法（対象；水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（対象；特定建築物）等の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

(1) 「一般飲用井戸」

個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）

(2) 「業務用飲用井戸」

官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）

(3) 「小規模貯水槽水道」

水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設

ただし、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸には、地下水を利用する井戸のほか、表流水及び湧水を水源として利用する施設を含み、要領に基づく対策にはなじまない天水を利用する施設は含まないこと。また、業務用飲用井戸のうち、旅館及び公衆浴場に設置されている施設については、要領の対象としないこと。

4 衛生確保対策

(1) 実態の把握等

- ア 県及び町は、関係部局と連携し、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報の収集・整理に努める。
- イ 県及び町は、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発に努める。
- ウ 県及び町は、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者若しくは管理者(以下「設置者等」という。)の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受ける。

(2) 飲用井戸等の管理、水質検査等

県及び町は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。

ア 飲用井戸等の管理

- ① 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないようにかぎを掛け、柵を設ける等適切な措置を講ずること。
- ② 設置者等は、井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。
また、小規模貯水槽水道にあつては、簡易専用水道の管理基準（平成 15 年厚生労働省告示第 262 号）に準じて管理すること。
- ③ 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。

また、給水開始前に、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101

号)の表の上欄に掲げる項目(以下「水質基準項目」という。)について水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

ただし、消毒を行っていない場合には、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム及びホルムアルデヒド(以下「消毒副生成物という。」)を省略することができる。(ただし、当該飲用井戸周辺の地下水等よりこれらの物質が検出されている場合を除く。)

また、水源が湖沼等水が停滞しやすい表流水でない場合には、(4 S, 4 a S, 8 a R) -オクタヒドロ-4, 8 a -ジメチルナフタレン-4 a (2 H) -オール(別名ジェオスミン)及び1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)を省略することができる。

イ 飲用井戸等の水質検査

(7) 設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の水質検査を行うこと。

① 定期の水質検査とは、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸にあつては、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、硬度(カルシウム・マグネシウム等)、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度及び濁度の13項目の検査をいい、毎年1回以上行うものとする。

なお、周辺の水質検査結果等から判断して必要と認められる場合は、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目を追加して行うこと。

② 臨時の水質検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めるとき、または、汚染のおそれが生じた場合に、周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいい、その都度行うものとする。

(4) 設置者等が水質検査を依頼する場合は、原則として、水道法第20条第3項の規定に掲げる厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「大臣登録検査機関」という。)に対して行うこととする。

(ウ) 設置者等は、飲用井戸等から給水する水に異常が認められたとき、又は水質の汚染のおそれがあるときにおいて、県及び町との連携が必要であると認められる場合は、保健所に対しても水質検査を依頼することができる。

ウ 汚染が判明した場合の措置

- (7) 大臣登録検査機関は、設置者等からの受託により実施した飲用井戸等から給水される水の検査結果において、その水が水道法に基づく水質基準を超えるなど人の健康を害するおそれがあると認められたときは、速やかに設置者等に対し、その旨を連絡するとともに、保健所に相談するよう助言すること。

なお、この場合において、大臣登録検査機関が水質検査を依頼された設置者等から水質検査結果を保健所へ通報することについて、要請又は承諾があったときは、直接、保健所へ通報するものとする。

- (イ) 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所又は町へ連絡し指示を受けること。

- (ウ) 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染等が判明した場合には、保健所又は町へ連絡し指示を受けること。

(3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

ア 県及び町は、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合、その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、石川県健康危機管理飲料水対応マニュアル（平成14年3月策定）に基づき、連携してその汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。

この場合、トリクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、関係部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めるものとする。

イ 県及び町は、当該飲用井戸等が水道給水区域内にある場合は、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

ウ 町は、当該飲用井戸等が水道未普及地域にある場合は、安全な飲料水を確保するため、水道の布設、普及に努めるものとする。

附 則

この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、平成 4 年 12 月 1 日から実施する。
この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
この要領は、令和元年 11 月 14 日から実施する。